

# 一般社団法人 栃木県臨床検査技師会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人栃木県臨床検査技師会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、衛生思想の普及啓発及び臨床検査技術の振興を通し、地域保健事業への参加協力を行うとともに、臨床検査に関する技術及び知識の高揚をはかり、もって公衆衛生の向上と県民の健康保持・増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 検査及び検査技師の実態調査に関すること
- (2) 行政機関との連携に関すること
- (3) 精度管理事業に関すること
- (4) 検査値標準化に関すること
- (5) 関係団体との連携に関すること
- (6) 学術的な研究、調査及び研修に関すること
- (7) 会報、会誌、報告書等の編集・発行、ホームページに関すること
- (8) 栃木県医学検査学会に関すること
- (9) 関連学会に関すること
- (10) 表彰に関すること
- (11) 県民の健康増進に関すること
- (12) 公衆衛生の向上に関すること
- (13) 検査技能を通じての地域保健事業への協力
- (14) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、理事会の議決により別に定める倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

### 第3章 会 員

(法人の構成員)

第7条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 検査技師の資格を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 前項に掲げる者以外の者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人の事業に顕著な功労があった者又は学識経験者で理事会の推薦に基づき社員総会(以下「総会」という。)において承認を得た者。

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決により別に定める入会申込書に所定の事項を記入し、当法人の会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員及び会費規程に基づき入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、会員及び会費規程に基づき会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡又は会員である団体が解散したとき
- (4) 催告の期限を超過して会費の支払い義務が履行されなかったとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第11条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決により別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他の正当な事由があるとき
- 2 この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員が資格を喪失しても既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 定款の変更

(3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(4) 入会の基準並びに会費及び賛助会費の金額

(5) 会員の除名

(6) 重要な財産の処分又は譲受け

(7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第17条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(種類及び開催)

第16条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われないうとき。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、第3項に掲げる書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとしたときを除き、その招集手続きを

省略できる。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、この定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の場合において、議長は正会員として決議に加わらない。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決権)

第21条 正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとする。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その事項の総会への報告があったものとする。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

平成29年6月27日改正 (2017・06・27)

(総会運営規程)

第24条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める総会運営規程による。

## 第5章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち数名を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。選任に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める役員選出規程による。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事より副会長3名以内、常務理事をそれぞれ若干名、選任することができる。

平成29年6月27日改正 (2017・06・27)

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事の1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を遂行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は理事会で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。また、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。

4 常務理事は理事会で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、理事会において予め決定した順序によって、法人の代表を伴わない会長の業務執行のみを代行する。

5 会長、副会長、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会の議決により別に定める

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事が直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はそれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 役員は、第25条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、なおその職務を行わなくてはならない。

#### (解任)

第30条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

#### (役員の報酬)

第31条 役員は、無報酬とする。ただし、会務に要した費用については、会長が総会の決議を経て別に定める基準により支給することができる。

#### (取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第43条に定める理事会運営規程によるものとする。

## 第2節 理事会

(設置)

第33条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 多額な借財
- (2) 重要な使用人の選任及び解任
- (3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (4) 内部管理体制の整備

(開催)

第35条 理事会は毎事業年度2ヶ月に1回以上開催するほか、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第28条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第1項第3号により理事が招集する場合及び前条第1項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第1項第3号による場合は理事が、前条第1項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第1項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録にその同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の議決により別に定める理事会運営規程による。

## 第6章 財産及び会計

(財産の管理及び運用)

第44条 この法人の財産の管理・運営は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において承認を得るものとする。

2 この法人は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第46条 この法人の資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半分以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経



なければならない。

(会計原則等)

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散等

(剰余金の分配禁止)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による議決をもって変更することができる。

(合併等)

第51条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡することができる。

(解散)

第52条 この法人は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による議決をもって解散することができる。

## 第8章 委員会

(委員会)

第53条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会で選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置く。

- (1) 定款

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 正会員名簿及び正会員の異動に関する書類
- (4) 定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告及び計算書類
- (8) 監査報告
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財産資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第58条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 補則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は羽角安夫とする。この法人の最初の副会長は吉田博光、手塚浩一、常務理事は大和健児とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成29年6月27日改正 (2017・06・27)